

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

広島国民年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和39年6月

私は、夫婦同時に昭和38年8月21日に国民年金に加入し、当時は、生活が苦しく国民年金保険料が払えなかったが、39年5月25日に、同年4月から6月までの保険料を納付した。

今になって、納付事実が確認できたにもかかわらず、昭和39年6月の保険料は、私が同年6月18日に国民年金の被保険者資格を喪失していることを理由に、過誤納であるとして、当時の金額100円で還付すると言われても、到底納得できない。なお、還付手続は行っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、昭和39年6月18日から厚生年金保険に加入しており、申立人は、申立期間において国民年金の任意加入被保険者の対象となる。一方、申立期間の国民年金保険料は、同年5月25日に納付していることが確認できることから、申立人は、旧法における国民年金法附則第6条の2の規定により、任意加入の届出があった者とみなすこととなる。

したがって、制度上、申立期間について資格喪失とした上で保険料を還付する理由はなく、申立期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和44年6月から49年3月まで

私は、昭和49年3月の婚姻後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、役場に勤める知人から、未納期間があると年金額が減額されると聞き、過去の未納期間の保険料をまとめて納付することにした。

未納保険料が4万5,000円と高額のため、母親が納付してくれたので私としては申し訳ない思いをしたことを覚えている。

母親が私の保険料を20歳までさかのぼってまとめて納付してくれたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していないものの、その母親が申立人に係る加入手続を行い、保険料を納付したとしており、その母親及び父親も国民年金制度発足当初から60歳到達時まで保険料を完納しており、申立人自身も申立期間後の昭和49年4月以降は60歳到達時まで保険料を完納していることから、納付意識の高い一家であったことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出管理簿から、昭和49年10月末ごろに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたと推定され、その時点から2年間さかのぼった47年10月分以降の保険料は、特例納付によらず通常の社会保険事務所（当時）への過年度納付が可能であることから、同年10月から49年3月までは、過年度保険料を納付し、47年9月以前の保険料は、2年間の保険料徴収時効にかかるため、20歳の被保険者資格取得月である44年6月から47年9月までは特例納付保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の母親がさかのぼってまとめて納付したとする時期（昭和

49年)は、第2回特例納付期間である上、まとめて納付したとする保険料4万5,000円は、実際に申立期間について納付した場合の保険料となる過年度納付分(昭和47年10月から49年3月まで)1万950円及び特例納付分(昭和44年6月から47年9月まで)3万6,000円の合計4万6,950円とおおむね一致する。

加えて、申立人の知人である役場の当時の厚生課(国民年金担当)の職員によると、未納の保険料について、社会保険事務所でまとめて納付するよう申立人の母親に助言したとしており、申立人もこの助言を契機としてその母親がまとめて保険料を納付したとしており、両者の供述は一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月、同年10月及び45年11月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月及び同年10月
② 昭和45年11月から49年3月まで

私は、昭和49年3月の婚姻後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、役場に勤める知人から、未納期間があると年金を減額されると聞き、過去の未納期間の保険料をまとめて納付することにした。

未納保険料が3万円から3万5,000円と高額のため、義母が納付してくれたので私としては申し訳ない思いをしたことを覚えている。

義母が保険料を20歳までさかのぼってまとめて納付してくれたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していないものの、その義母が申立人に係る加入手続を行い、保険料を納付したとしており、その義母及び義父も国民年金制度発足当初から60歳到達時まで保険料を完納しており、申立人自身も申立期間後の昭和49年4月以降は60歳到達時まで保険料を完納していることから、納付意識の高い一家であったことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出管理簿から、昭和49年10月末ごろに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたと推定され、その時点から2年間さかのぼった47年10月分以降の保険料は、特例納付によらず通常の社会保険事務所(当時)への過年度納付が可能であることから、同年10月から49年3月までは過年度保険料を納付し、同年9月以前の保険料は、2年間の保険料徴収時効にかかるため、20歳の被保険者資格取得月である44年9月、同年10月及

び45年11月から47年9月までの期間は特例納付保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の義母がさかのぼってまとめて納付したとする時期（昭和49年）は、第2回特例納付期間である上、まとめて納付したとする保険料3万円から3万5,000円は、実際に申立期間について納付した場合の保険料となる過年度納付分（昭和47年10月から49年3月まで）1万950円及び特例納付分（昭和44年9月、同年10月及び45年11月から47年9月までの期間）2万2,500円の合計3万3,450円とおおむね一致する。

加えて、申立人の知人である役場の当時の厚生課（国民年金担当）の職員によると、未納の保険料について、社会保険事務所でまとめて納付するよう申立人の義母に助言したとしており、申立人もこの助言を契機としてその義母がまとめて保険料を納付したとしており、両者の供述は一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月29日から同年7月1日まで

私は、昭和32年4月にA社に入社し、平成10年6月に退職するまで継続して勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録及び申立ての事業所から提出された在籍証明書により、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し（昭和38年7月1日にA社B支店から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が、昭和41年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月24日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月16日から同年5月24日まで

昭和41年3月15日にA社を退職したことになるが退職した覚えはなく、同年1月21日から42年8月25日まで同じ場所で継続して勤務していた。同社は、B社の営業部門が独立して設立された会社なので、記録が途切れているとすれば、その期間はB社に籍があったかもしれないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所（B社）の承継事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「同資格喪失届確認通知書」により、申立ての事業所では、申立人について、昭和41年3月16日に資格を取得し、同年5月24日に資格喪失した旨の届出をしていることが確認できる。

一方、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人と同姓同名で生年月日の日付が異なる者の被保険者原票が存在することが判明した。

当該原票に記載されている厚生年金保険被保険者手帳記号番号は、申立人の申立期間前後の厚生年金保険加入期間に係る手帳記号番号とは異なり、昭和34年8月1日に申立人とは別人に払い出されたものであることが確認できるとともに、当該原票に記載された生年月日は、申立人の生年月日の日付が「18日」であるのに対し「8日」とされていること、当該原票の41年3月16日から同年5月25日の加入記録は未統合のままとなっており、申立人及び申立ての事業所では、当時、申立人と同姓同名の者はいなかったと供述していること

から、当該原票は申立人のものであると判断することができる。

これらのことから、申立ての事業所の事業主は、申立人が昭和41年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月24日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立ての事業所の承継事業所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

広島厚生年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部署における資格喪失日に係る記録を昭和54年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間については転勤で異動した期間になるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び送り状により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和54年5月1日に同社C部署から同社D部署に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C部署における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和54年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部署における資格喪失日に係る記録を昭和54年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間については転勤で異動した期間になるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び送り状により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和54年5月1日に同社C部署から同社D部署に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C部署における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和54年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部署における資格喪失日に係る記録を昭和54年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間については転勤で異動した期間になるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び送り状により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和54年5月1日に同社C部署から同社D部署に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C部署における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和54年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成19年4月1日から同年7月31日までA社に勤務した。同年の源泉徴収票により、同年4月から同年7月までの厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、私の同社での厚生年金保険加入記録を見ると、平成19年7月が未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、申立事業所が保管する賃金台帳及び申立人が所持する源泉徴収票により、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所が保管する申立人に係る賃金台帳の平成19年7月の厚生年金保険料の控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って申立人の資格喪失日を平成19年7月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月21日から同年2月6日まで

私は、昭和25年8月26日にA社に入社してから60年11月30日に退職するまで継続して勤務した。勤務期間中の29年1月21日付けで同社C支店からB支店に異動したが、B支店での資格取得日は同年2月6日とされ、申立期間が未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立事業所が保管する申立人に係る履歴簿により、申立人がA社に継続して勤務(昭和29年1月21日に同社C支店から同社B支店に異動)していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの期間、平成2年1月から同年3月までの期間、2年10月から3年3月までの期間、3年11月から4年3月までの期間、5年1月から同年3月までの期間、6年2月、同年3月及び7年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年3月まで
② 平成2年1月から同年3月まで
③ 平成2年10月から3年3月まで
④ 平成3年11月から4年3月まで
⑤ 平成5年1月から同年3月まで
⑥ 平成6年2月及び同年3月
⑦ 平成7年1月から同年3月まで

私達夫婦の国民年金保険料は、平成7年ごろまでは同居していた父が納付していた。

申立期間①は、申請免除期間となっているが、父は申請免除をした覚えが無いと話している。

申立期間②から⑦については、嘱託員が集金に来て、父が保険料を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立回数は7回、申立期間は計34か月と多い上、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続や国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする両親は高齢のため、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料納付方法等に関する供述は得られず、詳細は不明である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続がなされた時期は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の記録及び市の国民年金被保険者名簿によ

り、昭和 57 年 7 月ごろと推認でき、当時、市では、23 歳から 35 歳までの国民年金未加入者に対して個別の加入勧奨を行うとともに、強制加入の長期未納者に納付促進及び免除指導を行っていたとの記録があることから、申立期間①は、国民年金の加入手続と同時期に市の積極的な働きかけにより申請免除の手続がなされたものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立期間②を含む昭和 63 年 7 月から平成 2 年 7 月 20 日までは、申立人及びその両親は A 区から B 区に転居していた期間であり、納付年月日に係るオンライン記録を確認したところ、当該期間の保険料は現年度の保険料としては未納となっていたものを、2 年 7 月に A 区へ再度転居した後に過年度保険料として 6 回に分けて納付しており、申立期間②の直前の元年 11 月及び 12 月の保険料は 3 年 11 月 8 日に過年度納付され、直後の 2 年 4 月及び 5 月の保険料は同年 11 月 27 日に現年度納付しているなど、過年度分と現年度分の保険料を交互に納付しているのが確認できることから、申立期間②については、過年度保険料としての納付が間に合わなかった可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立期間③及び④については、直前の月である平成 2 年 9 月の保険料が 3 年 3 月 27 日に、3 年 10 月の保険料が 4 年 3 月 31 日に、それぞれ現年度保険料としての納付期限の間際に納付していることが確認でき、申立期間については、現年度の保険料として嘱託員が集金することができなくなったものと推認される。

このほか、申立期間⑤については、市の国民年金被保険者名簿に、平成 4 年 2 月から 6 年 3 月ごろまで口座振替により保険料を納付する申出を行った記録があるが、口座振替の引落日である月の末日に納付されているのは 4 年 4 月の保険料のみであり、その後の納付済期間である 4 年 5 月から 12 月までの保険料については、振替不能となったため、改めて市から発行された納付書により、現年度内に嘱託員に順次支払ったものと推認でき、申立期間の前月の 4 年 12 月の保険料は 5 年 4 月 28 日に納付しているのが確認できること、同様に、申立期間⑥の前月の 6 年 1 月の保険料は同年 4 月 21 日に、申立期間⑦の前月の 6 年 12 月の保険料は 7 年 4 月 24 日に納付していることが確認できることから、申立期間については、現年度の保険料として嘱託員が集金することができなくなったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの期間、2年10月から3年3月までの期間、3年11月から4年3月までの期間、5年2月、同年3月、6年2月、同年3月及び7年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から同年3月まで
② 平成2年10月から3年3月まで
③ 平成3年11月から4年3月まで
④ 平成5年2月及び同年3月
⑤ 平成6年2月及び同年3月
⑥ 平成7年1月から同年3月まで

私達夫婦の国民年金保険料は、平成7年ごろまでは同居していた義父が納付していた。

申立期間①から⑥については、嘱託員が集金に来て、義父が保険料を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立回数は6回、申立期間は計21か月と多い上、申立人の夫も申立期間についてはいずれも未納となっているとともに、申立人は、申立期間における国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする夫の両親は高齢のため、申立期間に係る保険料の納付方法等に関する供述は得られず、詳細は不明である。

また、申立期間①について、申立期間①を含む平成元年10月から2年7月20日までは、申立人夫婦及び夫の両親はA区に居住していた期間であり、納付年月日に係る申立人夫婦のオンライン記録を確認したところ、当該期間の保険料は現年度の保険料としては未納となっていたものを、2年7月にB区へ転居した後に過年度保険料として納付しており、申立期間①の直前の元年11月

及び12月の保険料は3年11月8日に過年度納付され、直後の2年4月及び5月の保険料は同年11月27日に現年度納付しているなど、申立人の夫の国民年金保険料の納付状況からも、過年度分と現年度分の保険料を交互に納付しているのが確認できることから、申立期間①については、過年度保険料としての納付が間に合わなかった可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間②及び③については、直前の月である平成2年9月の保険料が3年3月27日に、3年10月の保険料が4年3月31日に、それぞれ現年度保険料としての納付期限の間際に納付していることが確認でき、申立期間については、現年度の保険料として嘱託員が集金することができなくなったものと推認される。

加えて、申立期間④については、市の国民年金被保険者名簿に、平成4年2月から6年3月ごろまで口座振替により保険料を納付する申出を行った記録があるが、口座振替の引落日である月の末日に納付されているのは4年4月及び同年6月の保険料のみであり、その他の納付済期間である4年5月、同年7月から12月までの保険料については、振替不能となったため、改めて市から発行された納付書により、申立人の夫の保険料とともに現年度内に嘱託員に順次支払ったものと推認でき、申立期間の前月の5年1月の保険料は同年4月28日に納付しているのが確認できること、同様に、申立期間⑤の前月の6年1月の保険料は同年4月21日に、申立期間⑥の前月の6年12月の保険料は7年4月24日に納付していることが確認できることから、申立期間については、現年度の保険料として嘱託員が集金することができなくなったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。ただし、申立期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月

私は、夫婦同時に昭和38年8月21日に国民年金に加入し、生活が苦しい中で、39年5月25日に、同年4月から6月までの保険料を納付した。

今になって、納付事実が確認できたにもかかわらず、厚生年金保険に加入していることを理由に、過誤納であるとして、当時の金額100円で還付すると言われても、到底納得できない。なお、還付手続は行っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、昭和39年4月から同年6月までの国民年金保険料を、同年5月25日に納付していることが、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録により確認できる。

また、当該国民年金手帳には、資格喪失日が昭和39年6月18日と記載されており、オンライン記録により、申立人が同日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 4 月まで
私は、会社勤めをし、厚生年金保険に加入していたが、結婚退職の際に引き続き国民年金に加入した。それから、中断することなく引き継がれていると思っていたのに、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿には、申立人の婚姻後の氏名が記載され、払い出された市町村名は、転居前の住所地である A 市 B 区となっている上、B 区の国民年金手帳交付簿にも婚姻後の氏名で払い出され、他区へ転居したことが記載されていることから、申立人は、昭和 56 年 4 月 * 日の婚姻後に B 区で国民年金の加入手続を行い、同年 5 月ごろに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人は任意加入被保険者となるため、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年4月から55年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から55年11月まで

私は、昭和48年3月31日にそれまでの勤務先を退職し、同時に夫も転職したため、同年4月にA市B町に転居した。転居後すぐに、市役所へ行き、他の手続と同時に国民年金への加入手続を行った。

その後、何度か転居したが、その都度きちんと手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思っていたので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年1月ごろに払い出されたと推定され、その時点で申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、保険料を納付できない期間であるほか、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳は、その色（オレンジ色）から判断して昭和49年度以降に発行されたものとみられる上、その手帳には、初めて被保険者となった日が昭和55年12月17日と記載され、住所地も申立人が供述する当時の住所地が記載されている。

さらに、申立人は、国民年金の加入時期、納付金額及び納付方法等に係る記憶があいまいであり、国民年金の加入状況等が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から6年3月まで

私は、平成5年3月に勤めていた会社を退職し、納付時期、金額についてははっきり覚えていないが、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。保険料を納付した場所は、自宅近くのA郵便局かB銀行C支店、又は当時、会社の立ち上げについて相談に行っていたD社会保険事務所(当時)のいずれかであったと思う。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで国民年金の被保険者資格を再取得しているところ、3年7月からE市F区G町に居住していたにもかかわらず、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、6年4月1日に同区H町から同区G町に住所変更した旨の記載があることから、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った時期は同年4月ごろと推認でき、この時点以前では申立期間の国民年金保険料を毎月納付することはできず、まとめて納付したとの申立内容と符合する。

しかしながら、申立人が保管する平成6年及び7年の源泉徴収簿兼賃金台帳の社会保険料控除額欄を見ると、申告額は両年とも、各年中に納付した記録のある国民年金保険料額及び申立期間の保険料額の合計額を下回る上、申告額には国民健康保険料額も含まれていることから、申立期間の国民年金保険料は両年の社会保険料控除額欄の申告額には含まれていないものと考えられる。

また、申立人の申立期間の保険料を納付した時期、場所、金額などに関する記憶はあいまいである上、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、そのほかに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 806 (事案 93 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 37 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 37 年 1 月まで

私は、18 歳のときに A 社に入社し、昭和 37 年 2 月に会社から厚生年金保険に加入することを告げられた。その際に、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付するように言われたので、B 町役場で加入手続をして、申立期間の保険料を現金でまとめて納付した。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では申立期間の保険料が未納となり納付できず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳の申立期間の「印紙検認記録」欄に検認印が押されていないこと、申立人は申立期間の保険料納付に係る記憶が明確ではなく、申立てに係る事実を確認できる関連資料等も無いことを主な理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 37 年 2 月に勤めていた会社から言われて、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと新たに供述しているが、この時期に納付した場合には、申立期間の保険料は現年度納付となり、国民年金手帳の「印紙検認記録」欄に検認印が押されてしかるべきところ、押印は無く、申立内容とは符合しない上、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 20 日から 17 年 8 月 5 日まで
裁判所の判決により、A事業所に勤務していた申立期間当時の給料が雇用契約で定める金額より少なく支払われていたことが認められたが、社会保険事務所（当時）の記録を確認すると判決前の標準報酬月額のまま変更されていないことに、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 18 年 * 月 * 日判決（平成 18 年（*）第 * 号給料請求事件、平成 18 年（*）第 * 号貸金請求反訴事件）により、申立期間における給与（月額 40 万円）に見合う標準報酬月額の訂正を申し立てている。しかし、申立人は、申立てに見合う厚生年金保険料を給与から控除されておらず、また、申立事業所が申立人に送付した未払い給与等の振込額の明細書においても、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、平成 21 年 11 月 2 日に申立事業所から社会保険事務所に対し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額訂正の届出があり、同年 11 月 9 日に厚生年金保険法第 75 条に基づく記録訂正が行われており、申立期間は時効により厚生年金保険料の納付ができないものの、標準報酬月額の記録訂正は行われたことが確認できる。

このことについて、社会保険事務所では、申立事業所から申立人の申立期間に係る申立内容に基づく厚生年金保険料控除があったことを確認しての訂正ではなく、申立事業所からの届出を受理し、厚生年金保険法第 75 条に基づき記録訂正を行ったものであるとしている。また、申立事業所も、申立人の申立期間について、上記の判決に基づき申立人に未払給与等を支払ったことに伴う訂正の届出であり、申立てに見合う厚生年金保険料は控除していないと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 59 年 8 月 21 日まで
私は、昭和 60 年か 61 年ごろに船員保険の被保険者であった亡夫から、私の分を含めて船員保険料を支払っておいたと聞いたことがあり、社会保険事務所（当時）において年金相談をしたときにも、申立期間について船員保険の加入記録があると聞いたことがある。
私自身は、船員として船に乗ったことはないが、夫が保険料を払ったにもかかわらず、申立期間について船員保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員保険の被保険者であった夫が、申立人について申立期間の船員保険料を支払っていたと申し立てているが、自分自身は船員として船に乗ったことはないとしており、船員保険法第17条の規定により、船員でない者は船員保険の被保険者となることができない。

また、申立人の申立期間に係る船員保険料を支払ったとする申立人の夫は既に亡くなっているため、申立人がその夫から聞いたとする話の内容や背景事情について確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間においていずれの事業所にも勤務しておらず、給与も受け取っていないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年4月1日まで
私は、昭和24年4月ごろから26年4月ごろまで、A組合（現在は、B組合）に勤務し、事務員として働いていた。この期間は正職員として働き、厚生年金保険に加入していたはずである。
しかし、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B組合及び農林漁業団体職員共済組合は、申立事業所の申立期間当時の人事記録等は保管していないとしており、申立人と同時期に勤務していたとする上司及び同僚の連絡先は判明しないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認することができない。

また、申立事業所は、オンライン記録に厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらず、申立人と同時期に申立事業所に勤務していたとする申立人の夫、上司及び同僚についても、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 1 日から 28 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 24 年 11 月に A 事業所(昭和 26 年 2 月 11 日の町制施行により B 事業所に名称変更)に採用され、32 年 7 月に退職するまで、継続して同事業所に勤務し、販売業務に従事していた。この間、26 年のルース台風の被害などにより、業務が忙しくなったことなどを覚えている。

しかし、同事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が抜けており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 26 年のルース台風の被害などにより業務が忙しくなったことを記憶していると供述しているところ、同年 10 月にルース台風が C 地方に襲来し、大きな被害をもたらした記録があり、オンライン記録において申立人が申立事業所の厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失している同年 8 月 1 日に申立事業所での被保険者資格を取得した同僚は、申立人の名前を記憶している上、就職してすぐにルース台風の被害で業務が多忙となったと供述しており、申立人の供述内容と符合することから、少なくとも申立人が申立期間当初において申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 27 年ごろの申立人の勤務実態については、確認することができない上、申立人の 24 年 11 月 1 日から 26 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号と、28 年 1 月 1 日から 32 年 7 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は異なっている。また、24 年 11 月 1 日から 26 年 8 月 1 日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、同年 8 月 1 日資格喪失とされた上、健康保険の被保険者証(以下「健康保険証」という。)を返納したことを表す「返」の記載がある。このことについて、申立人は、健康保険証を事業主に返納した覚えはないと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおり健康

保険証が社会保険事務所（当時）に返納されずに使用された場合、社会保険事務所が、健康保険被保険者として記録されていない申立人に対して、申立期間の17か月という1年を超える長期間にわたり健康保険の給付を行い続けるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた3人のうち2人は、申立期間前に申立事業所を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、申立人の記憶はあいまいである。

加えて、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか覚えていないとしており、このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。